

令和4年6月24日

職 員 各位

最高裁判所事務総局経理局厚生管理官

令和4年度財形貯蓄等の新規及び預入等の額の変更申込みに
ついて（お知らせ）

財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄（以下「財形貯蓄等」という。）の新規及び預入等の額の変更の申込みを下記の要領で受け付けます。

財形貯蓄等は、勤労者財産形成促進法に基づく制度で、給与や賞与から一定の金額を天引きして預け入れることができ、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄については元本に対する利子が非課税になるなどの優遇が設けられています。

新規及び預入等の額の変更の申込みは、年1回限りの手続きになりますので、手続漏れのないように注意してください。

不明な点については、所属の共済組合係へお問い合わせください。

記

1 受付期間

7月1日（金）から同月29日（金）まで

2 申込方法

各金融機関の所定の用紙に必要事項を記入し、所属の共済組合係に提出する。用紙は申込希望者において各金融機関から取り寄せる（取寄先が不明な場合は、所属の共済組合係に確認する。なお、一部の用紙は、所属の共済組合係に備えおいている場合がある。）。

3 取扱金融機関等

(1) 取扱金融機関

別表記載の金融機関との契約に限る。

(2) 合併前の旧金融機関の特定

「りそな銀行」、「みずほ銀行」及び「三井住友信託銀行」については、別表のとおり合併前の旧金融機関によって取扱支店が異なるため、前記金融機関を選択する場合は、申込書左上の取扱金融機関名に契約金融機関名のほか、合併前の旧金融機関名を記載する。

4 積立金額等

(1) 積立金額

毎月分、期末手当分（6月及び12月）ともに1,000円の整数倍とする。

(2) 積立開始日

新規申込みの場合における積立開始日は令和4年9月16日（令和4年9月給与支給日）とする。

(3) 積立金額の変更時期

毎月分は令和4年9月分から、期末手当分は令和4年12月分からとする。

5 申込資格

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄の申込資格は55歳未満の職員であることを要するが、財産形成貯蓄について制限はない。

6 契約口座数

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄については、それぞれ1口座であることを要するが、財産形成貯蓄について制限はない。

(別表)

| 種別 | 契約金融機関等名 |
|--------|---|
| 都市銀行 | りそな銀行（旧あさひ） みずほ銀行（旧第一勧業） みずほ銀行（旧富士） 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 |
| 信託銀行 | みずほ信託銀行 三菱UFJ信託銀行 三井住友信託銀行（旧住友） 三井住友信託銀行（旧中央三井） りそな銀行（旧大和） |
| 長期信用銀行 | みずほ銀行（旧日本興業） 新生銀行 |
| 証券会社 | 野村証券株式会社（※） 大和証券株式会社（※） SMB C日興証券株式会社（※） みずほ証券株式会社（※） 岩井コスモ証券株式会社（※） |
| 労働金庫 | 各地の労働金庫 |
| 郵便局 | ゆうちょ銀行が指定する郵便局 |
| 生命保険会社 | 第一生命保険株式会社 朝日生命保険相互会社 ジブラルタ生命保険株式会社（※） 富国生命保険相互会社（※） 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 大同生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 |
| 損害保険会社 | 東京海上日動火災保険株式会社（※） 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社（※） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（※） |

（※）新規加入申込を行っていない場合は、既契約の積立金額の変更に限る。